

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

(令和5年度)

住 所 京都市右京区太秦下刑部町12番地

事業者名 京都市交通局
代表者名 京都市公営企業管理者

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅のホームと車両の乗降口に段差を有する駅及び車両	駅のホームと車両の乗降口の段差をできるだけなくした新型車両（2編成）を導入する。（令和5年度）	計画どおり実施済
車両の車いすスペースの確保	車いすスペースを1編成につき2か所以上設けるとともに、各スペースの広さを1,300mm以上×750mm以上確保した新型車両（2編成）を導入する。（令和5年度）	計画どおり実施済

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の養成	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに30人養成する。（令和5年度）	29人養成（1名急病で受講できず）
新規採用駅係員への研修	新規採用駅係員の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。（令和5年度）	新規採用なし
接遇研修の実施	全ての駅係員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める教育訓練を実施する。（令和5年度）	計画どおり実施済
照明設備の維持管理	移動等円滑化された経路を構成する通路、階段、トイレ、プラットホームなどの照明設備について、年1回の点検を行い、必要に応じて照明の交換を行うなど、適切な照度を確保する。（令和5年度）	計画どおり実施済
階段昇降機のエレベーター、エスカレーターの音声案内装置の維持管理	2か月に1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。（令和5年度）	計画どおり実施済
トイレ、出入口、改札口等の音声案内装置の維持管理	1か月に1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。（令和5年度）	計画どおり実施済
	年1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。（令和5年度）	計画どおり実施済

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
渡り板の維持管理	劣化具合を隨時確認し、必要に応じて新しいものを購入する。 (令和5年度)	計画どおり実施済
列車接近警告装置、駅施設の放送設備の維持管理	年2回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。 (令和5年度)	計画どおり実施済
行先案内表示装置の維持管理	年1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。 (令和5年度)	計画どおり実施済

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
移動の支援、声掛け及び誘導案内	駅係員が目の不自由な方や車いす利用者などに対して、積極的に支援のお声かけをするとともに、それ以外の方々にも御希望に応じた移動の補助等を行う。 (令和5年度)	計画どおり実施済
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに30人配置する。 (令和5年度)	29人配置（1名急病で受講できず）

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示装置を搭載した新型車両の導入	フルカラー液晶の車内案内表示装置を搭載した新型車両（2編成）を導入する。 (令和5年度)	計画どおり実施済

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに30人養成する。 (令和5年度)	29人養成（1名急病で受講できず）
新規採用駅係員への研修	新規採用駅係員の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。 (令和5年度)	新規採用なし
接遇研修の実施	全ての駅係員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める教育訓練を実施する。 (令和5年度)	計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発ポスター等の掲出	国土交通省が実施する障害者用トイレ、エレベーター等のゆずりあいに関する啓発キャンペーンに参加し、マナー啓発のためのポスター掲出を行う。また、優先座席のゆずりあいに関するポスター掲出や、障害者用トイレの扉への「一般トイレを利用できる方は、一般トイレをご利用ください」という啓発文の掲出など、利用者への呼びかけを行う。（令和5年度）	計画どおり実施済
車内放送による啓発	優先座席のゆずりあいに関する啓発放送を行い、利用者への呼びかけを行う。（令和5年度）	計画どおり実施済
優先座席エリアへの床面シート貼り付け等	優先座席エリアの床面への「必要とされている方に座席をおゆずりください」等のメッセージを表記したシート貼り付けなど、利用者への呼びかけを行う。（令和5年度） ※床面シートの貼り付けは平成29年度に実施	計画どおり実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講すべき措置の実施状況

- ・視覚に障害のある方に対する声かけ等をお願いするポスターを掲出するとともに、ティッシュの配布、及び駅構内放送による啓発を実施した。
- ・ウェブサイトや電話等で寄せられる要望を担当部署内で共有するとともに、取組の改善に活用した。
- ・障害者団体との意見交換を行い、対応等について協議を実施した。
- ・ハード面の主管課を本局内の高速鉄道部技術監理課、ソフト面の主管課を高速鉄道部運輸課として、バリアフリーの取組を推進している。

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

住事代 葉表 所名名 京都市右京区太秦下刑部町12番地
京都市交通局
京都市公営企業管理者 交通局長 北村信率

I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和6年3月31日現在)

共用駅	鉄道駅名	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	市町村別、公共交通機動化基準適合度の有無	段差への応対	ラットのホームの数	段差が解消されるまでのラットホームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の機械の設置数	傾斜設置数	斜面設置数	内設置数	外設置数	推奨説明用の有無	推奨説明用の有無	障害者対応型設置の有無	障害者対応型設置の有無	車いす使用者のための設置の有無	車いす使用者のための設置の有無
鉄道事業者名			都道府 23区・都・市・町・村・区																		
京都市交通局	国際会館駅	烏丸 線	京都府 京都市 左京区	24,994 人		○	1	1	3 (3) 基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	
京都市交通局	松ヶ崎駅	烏丸 線	京都府 京都市 左京区	10,316 人		○	1	1	2 (2) 基	3 基	基	箇所		○	x	○	○	○	1		
京都市交通局	北山駅	烏丸 線	京都府 京都市 北区	13,849 人		○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	北大路駅	烏丸 線	京都府 京都市 北区	30,508 人		○	1	1	2 (2) 基	5 (3) 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	鞍馬口駅	烏丸 線	京都府 京都市 上京区	9,763 人		○	1	1	2 (2) 基	1 (1) 基	基	箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	今出川駅	烏丸 線	京都府 京都市 上京区	25,102 人		○	1	1	2 (2) 基	4 (4) 基	基	箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	丸太町駅	烏丸 線	京都府 京都市 中京区	23,985 人		○	1	1	1 (1) 基	2 (2) 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	四条駅	烏丸 線	京都府 京都市 下京区	101,362 人		○	1	1	4 (4) 基	6 (6) 基	1 基	4 (4) 箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	五条駅	烏丸 線	京都府 京都市 下京区	17,859 人		○	1	1	2 (2) 基	3 (3) 基	基	3 (3) 箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	京都駅	烏丸 線	京都府 京都市 下京区	128,441 人		○	1	1	2 (2) 基	4 (4) 基	基	4 (4) 箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	九条駅	烏丸 線	京都府 京都市 南区	5,980 人		○	1	1	2 (2) 基	1 (1) 基	基	箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	十条駅	烏丸 線	京都府 京都市 南区	9,042 人		○	1	1	2 (2) 基	1 (1) 基	基	箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	いな構駅	烏丸 線	京都府 京都市 伏見区	5,999 人		○	1	1	2 (2) 基	2 (2) 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通△	竹田駅	烏丸 線	京都府 京都市 伏見区	18,708 人		○	2	2	4 (4) 基	5 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京都市交通局	六地蔵駅	東西 線	京都府 宇治市 兼良町	12,773 人	—	○	1	1	5 (5) 基	5 基	基	2 (2) 箇所	○	○	○	○	○	1	○		
京都市交通局	石田駅	東西 線	京都府 京都市 伏見区	6,579 人	—	○	1	1	5 (5) 基	3 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	1	○		
京都市交通局	醍醐駅	東西 線	京都府 京都市 伏見区	12,249 人		○	1	1	2 (2) 基	3 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	小野駅	東西 線	京都府 京都市 山科区	6,842 人		○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所		○	x	○	○	1	○		
京都市交通局	樹辻駅	東西 線	京都府 京都市 山科区	16,816 人		○	1	1	2 (2) 基	3 基	基	箇所		○	x	○	○	1	○		
京都市交通局	東野駅	東西 線	京都府 京都市 山科区	11,179 人		○	1	1	3 (3) 基	4 基	基	箇所		○	x	○	○	1	○		
京都市交通局	山科駅	東西 線	京都府 京都市 山科区	41,255 人		○	1	1	1 (1) 基	2 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通△	御陵駅	東西 線	京都府 京都市 山科区	7,707 人		○	2	2	2 (2) 基	6 基	基	箇所		○	x	○	○	2	○		
京都市交通局	蹴上駅	東西 線	京都府 京都市 東山区	10,284 人		○	1	1	2 (2) 基	7 基	基	箇所		○	x	○	○	1	○		
京都市交通局	東山駅	東西 線	京都府 京都市 東山区	18,507 人		○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○		
京都市交通局	三条京阪駅	東西 線	京都府 京都市 東山区	23,918 人		○	1	1	2 (2) 基	6 基	基	箇所		○	○	○	○	1	○		
京都市交通局 市役所前	駅	東西	京都府 京都市 中京区	25,681 人		○	1	1	1 (1) 基	4 基	基	箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	烏丸御池駅	烏丸・東西	京都府 京都市 中京区	101,567 人		○	3	3	3 (3) 基	10 (4) 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	3		
京都市交通局	二条城駅	東西	京都府 京都市 中京区	8,208 人		○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○	x	○	○	1	○		
京都市交通局	二条駅	東西	京都府 京都市 中京区	20,408 人		○	1	1	2 (2) 基	3 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	1		
京都市交通局	西御器御池駅	東西	京都府 京都市 中京区	10,781 人		○	○	1	1	5 (5) 基	4 (4) 基	基	箇所		○	○	○	○	1		
京都市交通局	太秦天神川駅	東西	京都府 京都市 右京区	17,222 人		○	1	1	4 (4) 基	4 (4) 基	基	箇所		○	○	○	○	1			
(合計)						0 駅	6 駅	31 駅	35	35	31 駅	31 駅	13 駅	10 駅	1 駅	14 駅	14 駅	20 駅			

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和5年度）

住 所 京都市右京区太秦下刑部町12番地

事業者名 京都市交通局
代表者名 公営企業管理者

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	<input checked="" type="radio"/>
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	